

栄養士法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百十八号

栄養士法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第七条、医師法（昭和二十三年法律第二十一号）第八条、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第八条、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十六条、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第十六条、歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第十条、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十条、調理師法（昭和三十三年法律第四十七号）第七条、薬剤師法（昭和三十三年法律第四十六号）第十条、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）第八条、製菓衛生師法（昭和四十一年法律第十五号）第九条、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第九条及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第三項の規定によりなお効力を有するものとされる同法による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（栄養士法施行令の一部改正）

第一条 栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）」を削り、「及び性別」を、「性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号口に規定する地域。次項第二号において同じ。）」に改め、同条第二項第二号中「本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）」を削り、「及び性別」を、「性別及び本籍地都道府県」に改める。

(医師法施行令等の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)を削り、及び性別」を「性別及び本籍地都道府県(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する地域)」に改める。

一 医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号)第四条第二号

二 歯科医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十三号)第四条第二号

三 診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)第一条の三第二号

四 歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)第二条第二号

五 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第二条第二号

六 調理師法施行令(昭和三十三年政令第三百三十三号)第十条第二号

七 薬剤師法施行令(昭和三十三年政令第三百三十三号)第四条第二号

八 理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号)第二条第二号

九 製菓衛生師法施行令(昭和四十一年政令第三百八十七号)第二条第二号

十 視能訓練士法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号)第二条第二号

十一 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第七十号)附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第四条第二号

(保健師助産師看護師法施行令の一部改正)

第三条 保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)を削り、及び生年月日」を「生年月日及び本籍地都道府県(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する地域。次項第二号において同じ。)」に改め、同条第二項第二号中「本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)を削り、及び性別」を「性別及び本籍地都道府県」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和八年十月一日から施行する。

(栄養士法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行前に栄養士法施行令第一条第一項又は第二項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る栄養士名簿又は管理栄養士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の栄養士名簿又は管理栄養士名簿の登録事項を第一条の規定による改正後の栄養士法施行令第二条第一項第二号又は同条第二項第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項又は第三項の規定により栄養士名簿又は管理栄養士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、これらの規定中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならぬ」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

(医師法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行前に医師法第六十一条の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る医師の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の医師の登録事項を第二条(第一号に係る部分に限る。)の規定による改正後の医師法施行令第四条第二号の規定に従ったものとするため、同令第五条第一項の規定により医師の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならぬ」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

(歯科医師法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この政令の施行前に歯科医師法第六十一条の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る歯科医師の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の歯科医師の登録事項を第二条(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の歯科医師法施行令第四条第二号の規定に従ったものとするため、同令第五条第一項の規定により歯科医師の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と「申請しなければならぬ」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

(診療放射線技師法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この政令の施行前に診療放射線技師法第五条の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る診療放射線技師の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の診療放射線技師の登録事項を第二条(第三号に係る部分に限る。)の規定による改正後の診療放射線技師法施行令第一条の三第二号の規定に従ったものとするため、同令第一条の四第一項の規定により診療放射線技師の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならぬ」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

(歯科技工士法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この政令の施行前に歯科技工士法第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る歯科技工士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の歯科技工士名簿の登録事項を第二条(第四号に係る部分に限る。)の規定による改正後の歯科技工士法施行令第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により歯科技工士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならぬ」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

(臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この政令の施行前に臨床検査技師等に関する法律第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る臨床検査技師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の臨床検査技師名簿の登録事項を第二条(第五号に係る部分に限る。)の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行令第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により臨床検査技師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならぬ」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

(調理師法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この政令の施行前に調理師法第三条の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る調理師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の調理師名簿の登録事項を第二条(第六号に係る部分に限る。)の規定による改正後の調理師法施行令第十条第二号の規定に従ったものとするため、同令第十一条第一項の規定により調理師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と「申請しなければならぬ」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（薬剤師法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この政令の施行前に薬剤師法第七条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る薬剤師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の薬剤師名簿の登録事項を第二条（第七号に係る部分に限る。）の規定による改正後の薬剤師法施行令第四条第二号の規定に従ったものとするため、同令第五条第一項の規定により薬剤師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（理学療法士及び作業療法士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 この政令の施行前に理学療法士及び作業療法士法第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る理学療法士名簿又は作業療法士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の理学療法士名簿又は作業療法士名簿の登録事項を第二条（第八号に係る部分に限る。）の規定による改正後の理学療法士及び作業療法士法施行令第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により理学療法士名簿又は作業療法士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（製菓衛生師法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 この政令の施行前に製菓衛生師法施行令第一条の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る製菓衛生師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の製菓衛生師名簿の登録事項を第二条（第九号に係る部分に限る。）の規定による改正後の製菓衛生師法施行令第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により製菓衛生師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（視能訓練士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この政令の施行前に視能訓練士法第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る視能訓練士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の視能訓練士名簿の登録事項を第二条（第十号に係る部分に限る。）の規定による改正後の視能訓練士法施行令第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により視能訓練士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第一項に規定する者に係る第二条（第十一号に係る部分に限る。）の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第四条に規定する衛生検査技師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の衛生検査技師名簿の登録事項を第二条（第十一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第四条第二号の規定に従ったものとする。

るため、同令第五条第一項の規定により衛生検査技師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（保健師助産師看護師法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この政令の施行前に保健師助産師看護師法第十二条第一項から第四項までの規定による免許の申請をした者の当該申請に係る保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍又は准看護師籍の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の保健師籍若しくは看護師籍、助産師籍又は准看護師籍の登録事項を第三条の規定による改正後の保健師助産師看護師法施行令第二条第一項第二号又は同条第二項第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項から第三項までの規定により保健師籍若しくは看護師籍、助産師籍又は准看護師籍の訂正を申請することができる。この場合において、これらの規定中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

厚生労働大臣 上野賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗